

退職自衛官各無料職業紹介所

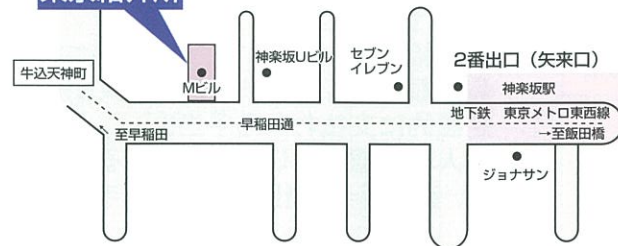
—厚生労働大臣許可—

(一般財団法人 自衛隊援護協会各支部)

東京

〒162-0808 新宿区天神町6番地
Mビル4階 ☎03-5227-5527
e-mail:tokyo@engokyokai.jp

東京紹介所



名古屋

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-23-13
名古屋大同生命ビル10階 ☎052-541-0334
e-mail:nagoya@engokyokai.jp



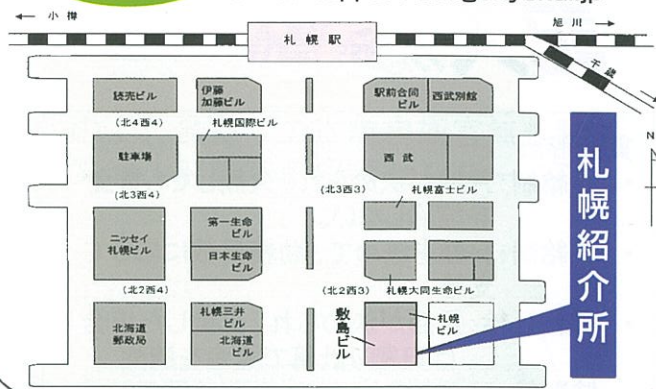
広島

〒730-0014 広島市中区上横町2-43
栗原広島ビル(3F) ☎082-223-6900
e-mail:hiroshima@engokyokai.jp



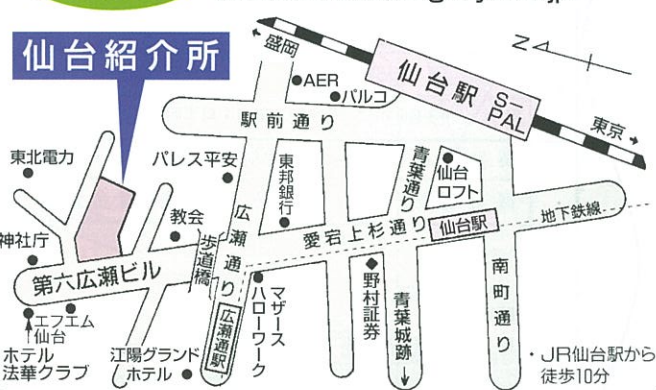
札幌

〒060-0002 札幌市中央区北2条西3丁目1
敷島ビル8F ☎011-222-4888
e-mail:sapporo@engokyokai.jp



仙台

〒980-0014 仙台市青葉区本町1-3-9
第六広瀬ビル(3F) ☎022-227-2610
e-mail:sendai@engokyokai.jp



大阪

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-6
パナシアビル5F ☎06-6946-7638
e-mail:osaka@engokyokai.jp



福岡

〒812-0027 福岡市博多区下川端町1-3
明治通りビジネスセンター(別館) ☎092-271-2462
e-mail:fukuoka@engokyokai.jp



添付資料 1

人材ガイド 退職自衛官の雇用ガイド

2018



平成30年度版

一般財団法人 自衛隊援護協会

我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを主たる任務としている自衛隊は、その精強性を維持する観点から若年定年制（大部分が54歳～56歳で定年）及び任期制（大部分が20歳代に退職）という任用制度を採用しております。

これらの退職自衛官は、在職中に培った実行力、責任感、指導力の他、職務に応じて身に付けた知識と技術力などは、再就職先からも高い評価を受けており、各地域の産業界等において十分に貢献でき得る人材と信じます。



一般財団法人 自衛隊援護協会とは・・・・・・・・

（一財）自衛隊援護協会は、厚生労働大臣の許可を受けて、退職自衛官の再就職に関する援護業務を実施するとともに、防衛行政の効率的な推進に貢献し、もって我が国の防衛基盤の育成強化に寄与することを目的とした非営利型法人です。

（一財）自衛隊援護協会は、本部及び札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の7支部があり、各支部は「退職自衛官無料職業紹介所」として自衛隊の就職援護機関、職業安定機関と密接な連携をとり、企業等への職業紹介を実施しています。

退職自衛官のうち船員を希望する者の再就職の援護は、援護協会本部に設置された自衛隊援護協会船員職業紹介所（国土交通大臣許可）で取り扱っております。

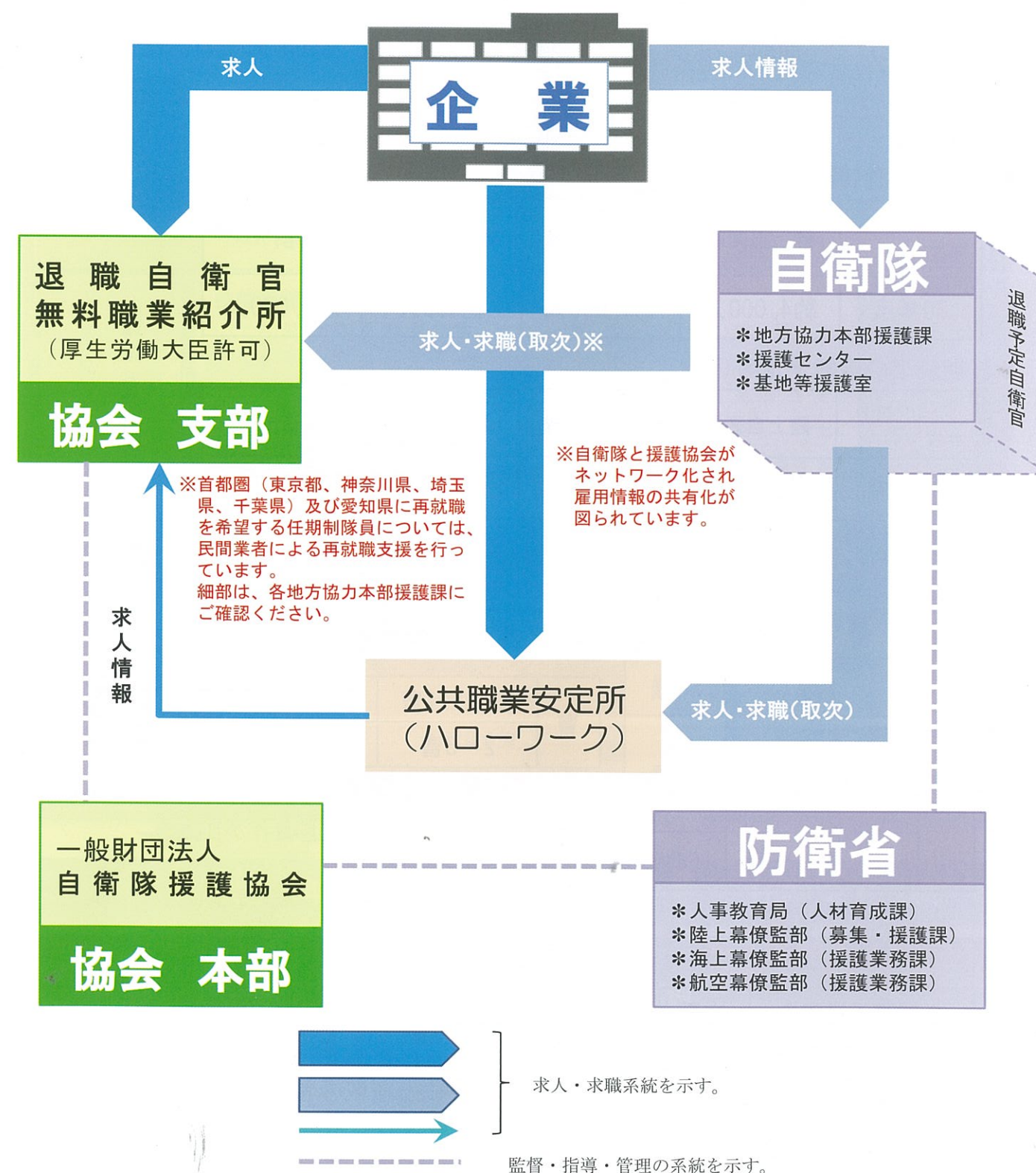
〒162-0808 東京都新宿区天神町6番地 Mビル5階

☎03(5227)5400 FAX 03(5227)5402

自衛隊援護協会 公式ホームページ <http://www.engokykai.jp/>

1. 充実した就職援護システム

退職する自衛官の再就職を援護する組織は、次のようになっています。



2. 企業のニーズに応える 退職自衛官年間10,460人

自衛官の退職年齢は、幹部・准尉・曹で大部分が54歳～56歳、士で大部分が20歳代という若さです。平成30年度は、定年退職者（幹部・准尉・曹）で年間6,070人、任期満了の退職者（士）で年間約4,390人、合計年間に約10,460人の人材が求職者となる予定です。

退職予定者数

*定年退職者(幹部・准尉・曹)

区分 年度	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	計
30年度	約4,000人	約1,090人	約980人	約6,070人

*任期満了の退職予定者(士)

区分 年度	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	計
30年度	約3,660人	約250人	約480人	約4,390人

定年退職年齢

幹部	将・将補	60歳	准尉	54歳
	1佐	56歳		
	2佐	55歳	曹	曹長・1曹 54歳
	3佐			2・3曹 53歳
	1・2・3尉	54歳		

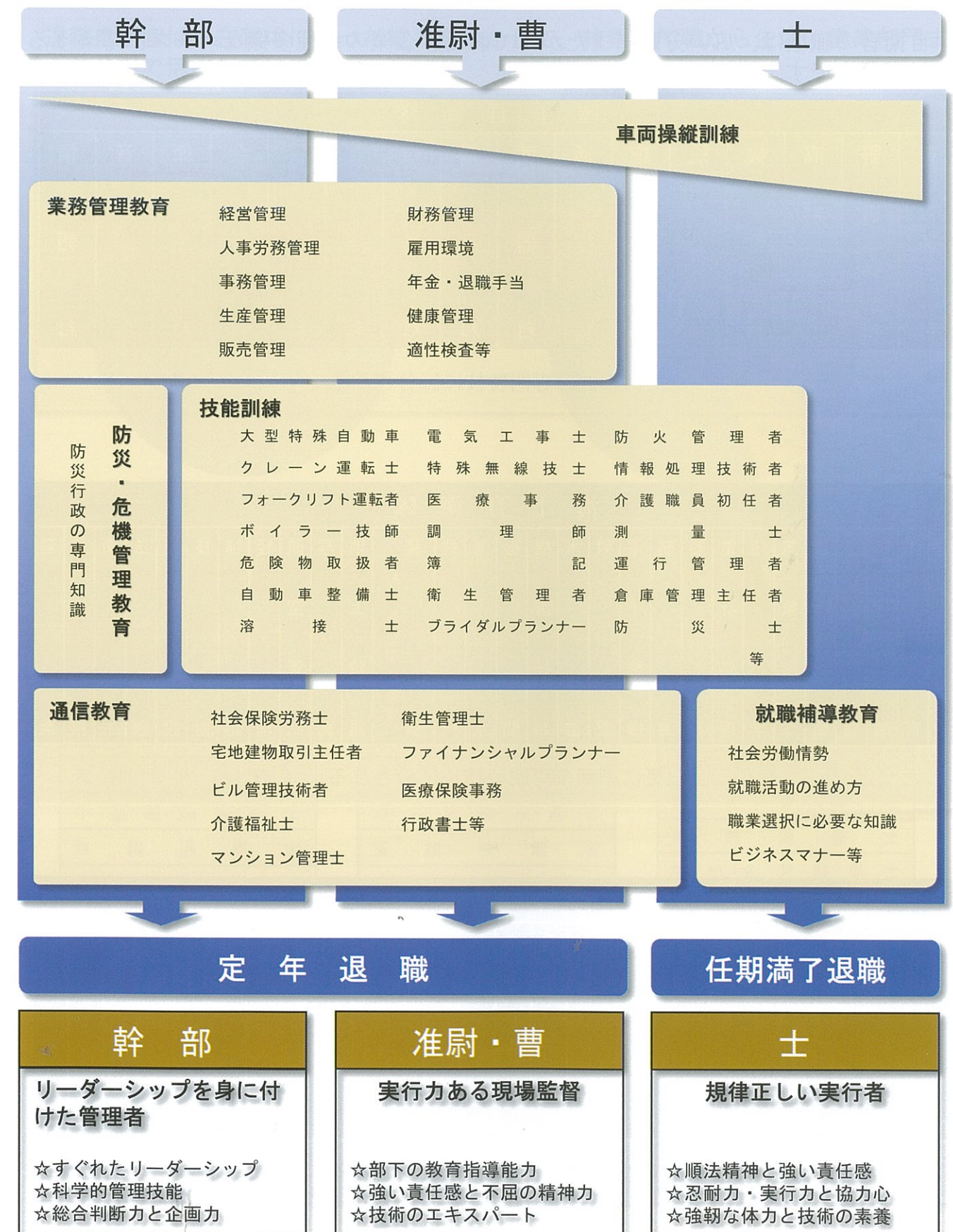
*退職日は生年月日の日とされており、年間を通して退職者が出ています。

任期制退職年齢

任期満了退職者	大部分が20歳代
---------	----------

*退職日は任期満了の日とされており、毎年3月に集中して退職者が出ています。
1任期の場合は、陸上自衛隊は2年間（特定技術職域の者は志願により3年間）、海上自衛隊と航空自衛隊は3年間で、2任期以降は、陸上・海上・航空の各自衛隊ともに2年間です。

3. 組織的・体系的な教育訓練



4. 幅の広い職域

自衛官の職域は、広い分野にまたがっており、企業の多種多様なニーズに応えうる人材が豊富です。

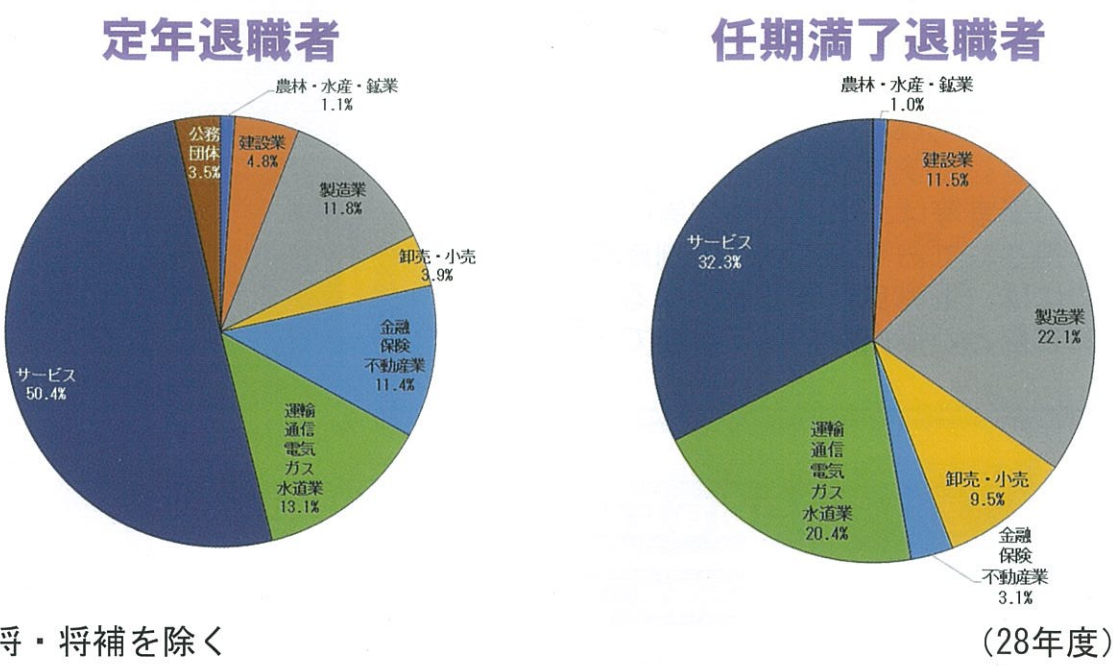
陸 上 自 衛 隊														
普	野	高	機	航	施	通	武	需	輸	化	警	会	衛	音
通	戦	射	甲	空	設	信	器	品	送	学	務	計	生	楽
科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科
更に細部の専門特技に区分される														

海 上 自 衛 隊														
監	体	警	情	通	気	語	電	船	航	電	射	水	機	機
					象		計		子			雷	潜	飛
					海	処			整			掃		装
					洋	学	理	務	海	備	撃	雷	関	水
														行
														備
														(艦船・航空関係各種)
														地
														上
														救
														難
														真
														制
														理
														給
														術
														設
														務
														生
														務
														楽
更に細部の専門特技に区分される														

航 空 自 衛 隊														
飛	航	要	高	プ	情	通	気	通	高	武	整	施	輸	補
		撃	射	ロ				信	射					生
		管	管	グ				電	整					産
		制	制	ラ				子	備	装	備	設	送	給
		用	ム	報	信	象		備						達
														計
														理
														事
														育
														楽
														備
														務
														務
														発
														生
更に細部の専門特技に区分される														

5. 退職自衛官は広い分野で活躍

退職自衛官は、在職中に培った能力を生かして、技術専門職から生産・営業部門まで様々な分野で活躍しています。



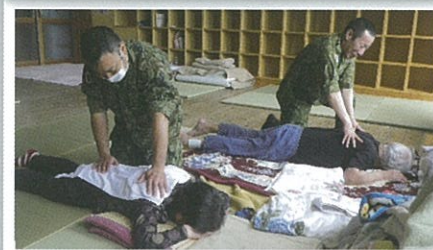
6. 各種の資格・免許を保有

事業用操縦士（固・回）	小型ボイラー整備士	衛生管理者
航空管制官	車両系建設機械運転技能者	介護職員初任者研修
海技士（航海）	フォークリフト運転者	ビル管理技術者
海技士（機関）	クレーン運転士	マンション管理士
小型船舶操縦士	ガス溶接技能者	防火管理者
無線通信士	玉掛技能者	消防設備士
無線技術士	土木施工管理技士	中小企業診断士
特殊無線技術士	建設機械整備	行政書士
自動車運転者	火薬類保安責任者	社会保険労務士
自動車整備士	高圧ガス製造保安責任者	情報処理技術者
電気主任技術者	危険物取扱者	簿記
電気工事士	冷凍保安責任者	実用英語
ボイラー技士	旅行業務取扱主任	調理士
ボイラー整備士	宅地建物取引主任	医師
防災士（民）	土地家屋調査士	薬剤師
	保育士	高等学校・中学校教諭

7. 予備自衛官等制度について

■防衛省・自衛隊では、非常勤の自衛隊員として、年間所要の訓練に参加し、大規模災害等の際には、自衛隊の部隊等において勤務する即応予備自衛官、予備自衛官等の制度を設けています。

■予備自衛官等は、退職自衛官等の志願に基づき採用されており、これらの制度を維持するためには、退職自衛官を雇用する企業の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。



熊本地震における即応予備自衛官の活動

即応予備自衛官及び予備自衛官制度の概要

	即応予備自衛官	予備自衛官
役 割	○第一線部隊の一員として任務に就く	○後方地域の警備、後方支援等の任務に就く
採用年齢	○2尉～1曹：51歳未満 ○2曹、3曹：50歳未満 ○士：32歳未満	○1佐：58歳未満 ○2佐、3佐：57歳未満 ○1尉～1曹：56歳未満 ○2曹、3曹：55歳未満 ○士：37歳未満
任用期間	○3年／1任期（継続任用も可）	○3年／1任期（継続任用も可）
招集区分	○防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	○防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集
訓練日数	○30日／年	○5日／年
処 遇	○即応予備自衛官手当：16,000円／月 ○訓練招集手当：10,400円～14,200円／日 ○勤続報奨金：120,000円／1任期	○予備自衛官手当：4,000円／月 ○訓練招集手当：8,100円／日
雇用企業への給付金	○雇用企業給付金：42,500円／月	—

8. 即応予備自衛官・予備自衛官の雇用企業に対する施策について

即応予備自衛官雇用企業給付金

■防衛省・自衛隊では、年間30日間の訓練等への参加を求められる即応予備自衛官を雇用する企業等からの積極的な協力の確保を図るため、即応予備自衛官を雇用する企業等に「即応予備自衛官雇用企業給付金」を支給しています。

- 支給額：即応予備自衛官1人当たり月額42,500円（年間51万円）
- 支給要件：
 - ①即応予備自衛官との間に次のいずれにも該当する雇用関係を有していること
 - ・1週間の所定労働時間が30時間以上であること
 - ・1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
 - ②即応予備自衛官が招集訓練及び災害等招集に応じる期間を特別休暇、勤務免除扱いとする等の措置を講ずることによって、人事考課上不利益な取扱をしないこと
 - ③即応予備自衛官を雇用する企業等内において、即応予備自衛官制度等の周知に努めていただくこと

予備自衛官等協力事業所表示制度

- 防衛省・自衛隊では、予備自衛官等の雇用や訓練への参加にご理解とご協力をいただいている事業所を多くの方に知っていただくため、「予備自衛官等協力事業所表示制度」を設けています。
- 予備自衛官等協力事業所に認定された事業所には、表示証を交付し、防衛省や自衛隊地方協力本部のウェブサイト等で紹介します。



予備自衛官等である者の使用者に対する情報の提供制度

- 防衛省・自衛隊では、予備自衛官等である使用者（＝雇用主様）のご理解とご協力を得ることを目的として、防衛省・自衛隊から使用者に対し、その被用者である予備自衛官等に係る訓練招集の予定期間その他の情報を提供しています。
- 情報の提供を求める使用者は、申請書（指定様式）に必要事項を記載し、最寄りの地方協力本部へ提出してください。申請書の様式は、防衛省ホームページからの入手、又は担当の地方協力本部へその旨申し出いただければご提供いたします。

お問い合わせ

- 予備自衛官等制度について、ご不明な点がございましたら、お近くの自衛隊地方協力本部の予備自衛官課又は援護課にお問い合わせください。

9. 自衛隊援護協会Webサイト

ホームページ

自衛隊援護協会では、退職自衛官の情報等を掲載したWebサイトを
設置しております。お気軽にお立ち寄りください。



ホームページへの訪問要領

アドレスバーから

Webブラウザのアドレスバーに「http://www.engokyokai.jp」と入力して頂くと、自衛隊援護協会のホームページが表示されます。



検索から

Google等の検索で、「自衛隊援護協会」と入力して頂くと、自衛隊援護協会のホームページが表示されます。



求人のお申込み

求職（人材）情報

Webサイトのメニューから「企業の皆様へ」→「求職（人材）情報」と選択して
頂くと、各支部ごとの人材情報をご覧になれます。



担当地域

各支部が担当している地域は、下表のとおりです。

支 部 名	担当地域等
本 部	全国の船員求人
札幌支部	北海道
仙台支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京支部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県 神奈川県、東京都、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
名古屋支部	富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県
大阪支部	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島支部	岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、徳島県 香川県、愛媛県、高知県
福岡支部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県 鹿児島県、沖縄県

名 称 等		所 在 地	電 話 番 号
協 力 本 部 管 内	常広地方協力本部 援護課 道東地域援護センター	〒080-0024 帯広市西14条南14丁目4 〒080-8639 帯広市南町南7線31	☎0155 (27) 0822 ☎0155 (48) 5121 (内) 2720～2723、 2726・2727、2730～2732
	陸上 美 幌 駐屯地援護センター	〒092-8501 網走郡美幌町字田中国有地	☎0152 (73) 2114 (内) 470～472
	〃 釧 路 〃	〒088-0604 釧路郡釧路町字別保112	☎0154 (40) 2011 (内) 275・276
	〃 鹿 追 〃	〒081-0294 河東郡鹿追町笹川北12線10	☎0156 (66) 2211 (内) 374
	〃 別 海 〃	〒088-2593 野付郡別海町西春別42-1	☎0153 (77) 2231 (内) 265

＊東北地域

名 称 等		所 在 地	電 話 番 号
(一財) 自衛隊援護協会仙台支部 退職自衛官仙台無料職業紹介所		〒980-0014 仙台市青葉区本町1-3-9 第六広瀬ビル3階 ☎022 (227) 2610 FAX 022 (302) 6292 e-mail:sendai@engokyokai.jp	
宮 城	宮城地方協力本部 援護課 宮城地域援護センター (仙台駐屯地)	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎 〒983-8580 仙台市宮城野区南目館1-1	☎022 (295) 2611～2613 ☎022 (231) 1111 (内) 3870・3874
	陸上 仙 台地区援護センター (〃)	〒983-8580 仙台市宮城野区南目館1-1	☎022 (231) 1111 (内) 3871・3872
	〃 霞 目 〃 (霞目駐屯地)	〒984-0035 仙台市若林区霞目1-1-1	☎022 (286) 3101 (内) 350・351
	〃 多賀城 〃 (多賀城駐屯地)	〒985-0834 多賀城市丸山2-1-1	☎022 (365) 2121 (内) 306・307
	〃 大 和 〃 (大和駐屯地)	〒981-3684 黒川郡大和町吉岡字西原21-9	☎022 (345) 2191 (内) 290・291
青 森	〃 船 岡 〃 (船岡駐屯地)	〒989-1694 柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1	☎0224 (55) 2301 (内) 371～3
	航空 松島基地援護室	〒981-0503 東松島市矢本字板取85	☎0225 (82) 2111 (内) 238・239
	青森地方協力本部 援護課 八戸地区合同援護調整所 (八戸駐屯地)	〒030-0861 青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎 〒039-2295 八戸市大字市川町字桔梗野官地	☎017 (776) 1594・1595 ☎0178 (28) 3111 (内) 3359・3386
	青森地域援護センター	〒030-0861 青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	☎017 (776) 1594
	陸上 青森地区援護センター (青森駐屯地)	〒038-0022 青森市浪館字近野45	☎017 (781) 0161 (内) 6111・6112
岩 手	〃 八 戸 〃 (八戸駐屯地)	〒039-2295 八戸市大字市川町字桔梗野官地	☎0178 (28) 3111 (内) 3377・3695
	〃 弘 前 〃 (弘前駐屯地)	〒036-8144 弘前市大字原ヶ平字山中18-117	☎0172 (87) 2111 (内) 461・465
	海上 大湊地方総監部 援護業務課	〒035-8511 むつ市大湊町4-1	☎0175 (24) 1111 (内) 2318
	〃 八戸航空基地隊 就職援護室	〒039-1180 八戸市大字河原木字高館	☎0178 (28) 3011 (内) 2306
	航空 北部航空方面隊司令部 援護業務課	〒033-8604 三沢市後久保125-7	☎0176 (53) 4121 (内) 3380～3
秋 田	岩手地方協力本部 援護課 岩手地域援護センター (岩手駐屯地)	〒020-0021 盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎内2階 〒020-0173 滝沢市後268-433	☎019 (623) 3236～8 ☎019 (688) 4311 (内) 691～3
	岩手 〃 (県南担当)	〒021-0902 一関市萩荘字畑下11-1	☎0191 (24) 2226
	秋田地方協力本部 援護課 秋田地域援護センター (秋田駐屯地)	〒010-0951 秋田市山王4-3-34 〒011-8611 秋田市寺内字将軍野1	☎018 (823) 5405 ☎018 (845) 0125 (内) 307・289
	山形地方協力本部 援護課 山形地域援護センター (神町駐屯地)	〒990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎 〒999-3797 東根市神町南3-1-1	☎023 (622) 0711・0712 ☎0237 (48) 1151 (内) 5625
	福島地方協力本部 援護課 陸上 福島地区援護センター (福島駐屯地)	〒960-8162 福島市南町86 〒960-2156 福島市荒井字原宿1	☎024 (546) 1919・1920 ☎024 (593) 1212 (内) 384～6
福 島	〃 郡 山 〃 (郡山駐屯地)	〒963-0201 郡山市大槻町字長右エ門林1	☎024 (951) 0225 (内) 370～2

＊関東(含む静岡)・甲信越地域

名 称 等		所 在 地	電 話 番 号
(一財) 自衛隊援護協会東京支部 退職自衛官東京無料職業紹介所		〒162-0808 新宿区天神町6番地 Mビル4階 ☎03 (5227) 5527・5528 FAX 03 (5227) 5529 e-mail:tokyo@engokyokai.jp	
東 京	東京地方協力本部 援護課 東京地域援護センター 地域援護センター 朝 霞駐屯地援護室	〒160-0022 新宿区新宿6-27-30 新宿イースタイト スケ75階 〒160-0022 新宿区新宿6-27-30 新宿イースタイト スケ75階	☎03 (3269) 0713 (内) 48200 ☎03 (3269) 0713 (内) 48200
	〃 練 馬 〃	〒178-8501 練馬区大泉学園町	☎048 (460) 1711 (内) 3651・3652
	〃 〃 〃	〒179-0081 練馬区北町4-1-1	☎03 (3933) 1161 (内) 2070
	〃 東立川 〃	〒190-0003 立川市栄町1-2-10	☎042 (524) 4131 (内) 314
	〃 立 川 〃	〒190-0014 立川市緑町5	☎042 (524) 9321 (内) 587
埼 玉	〃 市ヶ谷 〃	〒162-8802 新宿区市谷本村町5-1	☎03 (3268) 3111 (内) 47062
	陸上 十 条駐屯地援護室	〒114-8564 北区十条台1-5-70	☎03 (3908) 5121 (内) 2071・2072
	陸上 三 宿 〃	〒154-8566 世田谷区池尻1-2-24	☎03 (3411) 0151 (内) 2211
	〃 目 黒 〃	〒153-8933 目黒区中目黒2-2-1	☎03 (5721) 7009 (内) 4272
	〃 用 賀 〃	〒158-8691 世田区上用賀1-20-1	☎03 (3429) 5241 (内) 225
神 奈 川	〃 小 平 〃	〒187-8543 小平市喜平町2-3-1	☎042 (322) 0661 (内) 214
	海上 横須賀地方総監部 市ヶ谷就職援護室	〒162-8803 新宿区市谷本村町5-1	☎03 (3235) 1121 (内) 53713～6
	航空 市ヶ谷基地援護室	〒162-8804 新宿区市谷本村町5-1 庁舎E2-4階	☎03 (3268) 3111 (内) 68500・68501
	〃 府 中 〃	〒183-0001 府中市浅間1-5-5	☎042 (362) 2971 (内) 2331
	〃 目 黒 〃	〒153-8933 目黒区中目黒2-2-1	☎03 (5721) 7014 (内) 2264
岐 阜	〃 横 田 〃	〒197-8503 福生市大字福生2552	☎042 (553) 6611 (内) 2331
	埼玉地方協力本部 援護課 埼玉地域援護センター	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤4-11-15 浦和合同庁舎内 〒331-8550 さいたま市北区日進町1-40-7 大宮駐屯地内	☎048 (831) 6043～5 ☎048 (663) 4241 (内) 545～7
	航空 中部航空方面隊司令部 援護業務課	〒350-1324 狭山市稲荷山2-3	☎042 (953) 6131 (内) 2293～6
	〃 熊谷基地援護室	〒360-8580 熊谷市拾六間839	☎048 (532) 3554 (内) 217・344

名 称 等		所 在 地	電 話 番 号
千 葉	千葉地方協力本部 援護課 千葉地域援護センター	〒263-0021 千葉市稲毛区轟町1-1-17 〒263-0021 千葉市稲毛区轟町1-1-17	☎043 (251) 7151～4 (内) 326 ☎043 (251) 7151～4 (内) 326
	〃 習志野援護室	〒274-8577 船橋市葉山台3-20-1	☎047 (466) 2141 (内) 760
	〃 木更津 〃	〒292-8510 木更津市吾妻地先	☎0438 (23) 3411 (内) 747
	陸上 松 戸駐屯地援護室	〒270-2288 松戸市五香六美17	☎047 (387) 2171 (内) 457
	〃 下志津 〃	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902	☎043 (422) 0221 (内) 387
神 奈 川	海上 下 総航空基地隊 就職援護室	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1	☎04 (7193) 4850
	〃 館 山 〃	〒294-8501 館山市宮城無番地	☎0470 (23) 9422
	〃 航空補給処 就職援護室	〒292-8686 木更津市江川無番地	☎0438 (22) 0705
	航空 木更津分屯基地援護室	〒292-0061 木更津市岩根1-4-1	☎0438 (41) 1111 (内) 254
茨 城	神奈川地方協力本部 援護課 神奈川地域援護センター	〒231-0023 横浜市中区山下町253-2 〒231-0023 横浜市中区山下町253-2	☎045 (662) 9497 ☎045 (662) 9497
	〃 久里浜援護室	〒239-0828 横須賀市久比里2-1-1 久里浜駐屯地内	☎046 (841) 3300 (内) 352
	〃 武 山 〃	〒238-0392 横須賀市御幸浜1-1	☎046 (856) 1291 (内) 574
	〃 座 間 〃	〒252-0378 相模原市南区新戸2958	☎046 (253) 7670 (内) 2834
	陸上 横浜駐屯地援護室	〒240-0062 横浜保土ヶ谷区岡沢町273	☎045 (335) 1151 (内) 219
栃 木	海上 横須賀地方総監部 援護業務課	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	☎046 (822) 6021
	〃 厚木航空基地隊 就職援護室	〒252-1101 綾瀬市無番地	☎0467 (77) 9965
	茨城地方協力本部 援護課 茨城県北地区援護センター (勝 田)	〒310-0011 水戸市三の丸3-11-9 〒312-8509 ひたちなか市勝倉3433 勝田駐屯地内	☎029 (231) 3315～7 ☎029 (274) 3211 (内) 295
	〃 南地区 〃 (霞ヶ浦)	〒300-0837 土浦市右柳町2410 霞ヶ浦駐屯地内	☎029 (842) 1211 (内) 4650～52
	〃 西地区 〃 (古 河)	〒306-0234 古河市上辺見1195 古河駐屯地内	☎0280 (32) 4141 (内) 770～772
群 馬	陸上 土浦駐屯地援護室	〒300-0301 稲敷郡阿見町青宿121-1	☎029 (887) 1171 (内) 230
	航空 百里基地援護室	〒311-3494 小美玉市百里170	☎0299 (52) 1331 (内) 2446・2451
	栃木地方協力本部 援護課 栃木地域援護センター (宇都宮)	〒320-0043 宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎内 〒321-0145 宇都宮市茂原1-5-45 宇都宮駐屯地内	☎028 (634) 3385～7 ☎028 (653) 1551 (内) 450・451
	陸上 北宇都宮駐屯地援護室	〒321-0106 宇都宮市上横町1360	☎028 (658) 2151 (内) 235
新 潟	群馬地方協力本部 援護課 群馬地域援護センター	〒371-0805 前橋市南町3-64-12 〒371-0805 前橋市南町3-64-12	☎027 (221) 4471・4472 ☎027 (221) 4471・4472
	群馬地本 新 町駐屯地援護室	〒370-1394 高崎市新町1080	☎0274 (42) 1121 (内) 357・358
	〃 相馬原 〃	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井1017-2	☎0279 (54) 2011 (内) 2365
山 梨	新潟地方協力本部 援護課 〃 新発田駐屯地援護室	〒950-8627 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎内 〒957-8530 新発田市大手町6-4-16	☎025 (285) 0515・0516 ☎0254 (22) 3151 (内) 370
	〃 高 田 〃	〒943-8501 上越市南城南3-7-1	☎025 (523) 5117 (内) 335
	航空 新潟分屯基地援護室	〒950-0031 新潟市東区船江町3-135	☎025 (273) 9211 (内) 215
長 野	山梨地方協力本部 援護課 山梨地域援護センター (北富士)	〒400-0031 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎内 〒401-0593 南都留郡忍野村忍草3093	☎055 (253) 1591・1592 ☎0555 (84) 3135 (内) 334・335
	長野地方協力本部 援護課 長野地域援護センター (松本)	〒380-0846 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎内 〒390-8508 松本市高宮西1-1	☎026 (233) 2108 ☎0263 (26) 2766 (内) 606・607
静 岡	静岡地方協力本部 援護課 富士地域援護センター (駒門)	〒420-0821 静岡市葵区柚木366 〒412-8585 御殿場市駒門5-1	☎054 (261) 3151・3152 ☎0550 (87) 1212 (内) 620～626
	静岡地本 板 妻駐屯地援護室	〒412-8634 御殿場市板妻40-1	☎0550 (89) 1310 (内) 318・319
	〃 滝ヶ原 〃	〒412-8550 御殿場市中畑2092-2	☎0550 (89) 0711 (内) 314
	〃 駒 門 〃	〒412-8585 御殿場市駒門5-1	☎0550 (87) 1212 (内) 530・531
	陸上 富士駐屯地援護室	〒410-1432 駿東郡小山町須走481-27	☎0550 (75) 2311 (内) 2228・2229
愛 知	航空 浜松基地援護室	〒432-8551 浜松市西区西山町無番地	☎053 (472) 1111 (内) 3360～3
	〃 静 浜 〃	〒421-0201 焼津市上小杉1602	☎054 (622) 1234 (内) 207・217

＊中京(含む三重)・北陸地域

名 称 等		所 在 地	電 話 番 号
(一財) 自衛隊援護協会名古屋支部 退職自衛官名古屋無料職業紹介所		〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-23-13 名古屋大同生命ビル10階 ☎052 (541) 0334 (FAX兼用) e-mail:nagoya@engokyokai.jp	
愛 知	愛知地方協力本部 援護課 名古屋地域援護センター (守山駐屯地)	〒454-0003 名古屋市中川区松重町3-41 〒463-0067 名古屋市守山区守山3-12-1	☎052 (331) 6266～9 ☎052 (796) 5806
	三 河 〃 (豊川駐屯地)	〒442-0061 豊川市穂ノ原1-1	☎0533 (89) 6624
	航空 小牧基地援護業務室	〒485-0025 小牧市春日寺1-1	☎0568 (76) 2191 (内) 4062
富 山	富山地方協力本部援護課	〒930-0856 富山市牛島新町6-24	☎076 (441) 3271・3273
石 川	石川地方協力本部 援護課 石川地域援護センター (金沢駐屯地)	〒921-8506 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎3階 〒921-8520 金沢市野田町1-8	☎076 (291) 6250 ☎076 (241) 7450 (内) 611～4
	航空 小松基地援護室	〒923-8586 小松市向本折町戊267	☎0761 (22) 2752
福 井	福井地方協力本部 援護課	〒910-0019 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎10階	☎0776 (23) 1910・1911
岐 阜	岐阜地方協力本部 援護課 航空 岐阜基地援護室	〒502-0817 岐阜市長良福光2675-3 〒504-8701 各務原市那加官有地無番地	☎058 (232) 3127・3128 ☎058 (382) 5218

名 称 等		所 在 地		電 話 番 号
三 重	三重地方協力本部 援護課 三重地域援護センター(久居駐屯地)	〒514-0003 〒514-1118	津市桜橋1-91 津市久居新町975	☎059 (225) 0531 ☎059 (256) 7515

*近畿地域

名 称 等		所 在 地		電 話 番 号
(一財) 自衛隊援護協会大阪支部 退職自衛官大阪無料職業紹介所		〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-6 パナシアビル5階 ☎06(6946)7638 FAX 06(6809)1580 e-mail:osaka@engokyokai.jp		
大 阪	大阪地方協力本部援護課 大阪地域援護センター 大阪地域援護センター(信太山分室)	〒540-0008 〒594-8502	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3階 和泉市伯太町官有地	☎06 (6942) 0544 ☎0725 (41) 0071
京 都	京都地方協力本部援護課 地域援護センター 京都地域援護センター(北部担当班(福知山駐屯地内)) 京都地域援護センター(大久保駐屯地内:巡回) 海上 舞鶴地方総監部援 護業務課	〒604-8482 〒620-8502 〒611-0031 〒625-8510	京都市中京区西ノ京笠殿町38京都地方合同庁舎内 福知山市天田無番地 宇治市広野町風呂垣外1-1 舞鶴市余部下1190	☎075 (803) 0820・0821 ☎0773 (22) 4141 (内) 380・381 ☎0774 (44) 0001 (内) 341 ☎0773 (63) 7002 (直通) (FAX兼用)
兵 庫	兵庫地方協力本部地域援護センター 陸上 兵庫地域援護センター伊丹分室(伊丹駐屯地) 〃 〃 (千僧駐屯地) 〃 〃 姫路分室(姫路駐屯地) 〃 〃 (青野原駐屯地) 海上 阪神基地隊 就職援護室	〒651-0073 〒664-0012 〒664-0014 〒670-0881 〒675-1351 〒658-0024	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4階 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 伊丹市広畑1-1 姫路市峰南町1-70 小野市桜台1 神戸市東灘区魚崎浜町37	☎078 (261) 9779 ☎072 (770) 3738 ☎072 (787) 4160 ☎079 (222) 4022 ☎0794 (66) 7304 ☎078 (411) 1001 (内) 207
奈 良	奈良地方協力本部 援護課 航空 奈良基地援護室	〒630-8001 〒630-8001	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁内 奈良市法華寺町1578	☎0742 (23) 7001・7002 ☎0742 (33) 5596 (直通) (FAX兼用)
和 歌 山	和歌山地方協力本部 援護課	〒640-8287	和歌山市築港1-14-6	☎073 (422) 5116・5117
滋 賀	滋賀地方協力本部 援護課 地域援護センター 滋賀地域援護センター(津分室) (今津駐屯地内:巡回)	〒520-0044 〒520-1621	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5階 高島市今津町今津平郷国有地	☎077 (524) 6446・7717 ☎0740 (22) 2581 (内) 556

*中国・四国地域

名 称 等		所 在 地		電 話 番 号
(一財) 自衛隊援護協会広島支部 退職自衛官広島無料職業紹介所		〒730-0014 広島市中区上幟町2-43 栗原広島ビル3階 ☎082(223)6900 FAX 082(225)7020 e-mail:hiroshima@engokyokai.jp		
広 島	広島地方協力本部 援護課 広島地域援護センター 陸上 海田市相談室(海田市駐屯地) 海上 呉地方総監部 援護業務課	〒730-0012 〒736-8502 〒737-0028	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館6階 安芸郡海田町寿町2-1 呉市幸町6-15 呉自衛官募集センター2階	☎082 (221) 2959 FAX 082 (255) 5834 ☎082 (822) 3101 (内) 2969 ☎0823 (22) 4117 (直通) (FAX兼用)
山 口	山口地方協力本部 援護課 山口地域援護センター(山口駐屯地) 海上 下 関基地隊 就職援護室 〃 小 月航空基地隊 就職援護室 〃 岩 国 〃 航空 防府南基地援護室 〃 防府北 〃	〒753-0092 〒753-0091 〒759-6592 〒750-1196 〒740-8555 〒747-8555 〒747-8567	山口市八幡馬場814 山口市上宇野台784 下関市永田本町4-8-1 下関市松屋本町3-2-1 岩国市三角町2丁目 防府市大字田島無番地 防府市大字田島無番地	☎083 (922) 2325 ☎083 (922) 2281 (内) 384 ☎083 (920) 6155 (直通) (FAX兼用) ☎083 (286) 2323 (内) 310 ☎083 (282) 1180 (内) 485 ☎0827 (22) 3181 (内) 6408 ☎0835 (22) 1950 (内) 467 ☎0835 (22) 1950 (内) 356
鳥 取	鳥取地方協力本部 援護課 鳥取地域援護センター 〃 米子分室(米子駐屯地) 航空 美保基地援護室	〒680-0845 〒683-0853 〒684-0053	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方 合同庁舎6階 米子市両三柳2603 境港市小篠津町2258	☎0857 (23) 2251~3 ☎0859 (29) 2340 (FAX兼用) ☎0859 (45) 0211 (内) 228
島 根	島根地方協力本部 援護課 島根地域援護センター 島根地域援護センター(出雲分室(出雲駐屯地))	〒690-0841 〒693-0052	松江市向島町134-10 松江地方 合同庁舎4階 出雲市松寄下町1142-1	☎0852 (21) 0015 FAX 0852 (21) 0168 ☎0853 (21) 3955 (FAX兼用)
岡 山	岡山地方協力本部 援護課 (岡山地域援護センター) 岡山地域援護センター(日本原分室) (日本原駐屯地)	〒700-0907 〒708-1393	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎内2階 勝田郡奈義町滝本官有無番地	☎086 (226) 0361・0362 ☎0868 (36) 5151 (内) 442
徳 島	徳島地方協力本部 援護課 徳島地域援護センター 徳島地域援護センター(徳島駐屯地) 海上 徳島航空基地隊 就職援護室 〃 第24航空隊	〒770-0941 〒779-1116 〒771-0292 〒773-8601	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5階 阿南市那賀川町小延413-1 板野郡松茂町住吉字住吉開拓38 小松島市和島町字洲端4-3	☎088 (623) 2220~4 FAX 088 (623) 2319 ☎0884 (42) 0911 (内) 340 ☎088 (699) 5111 (内) 3309 ☎0885 (37) 2111 (内) 256

名 称 等		所 在 地		電 話 番 号
香 川	香川地方協力本部 援護課 香川地域援護センター 香川地域援護センター(普通寺駐屯地)	〒760-0019 〒765-8502	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館2階 普通寺市南町2-1-1	☎087 (823) 9206~9208 FAX 087 (823) 9202 ☎0877 (62) 2311 (内) 2878
愛 媛	愛媛地方協力本部 援護課 愛媛地域援護センター 愛媛地域援護センター(松山相談室(松山駐屯地))	〒790-0003 〒791-0298	松山市三番町8-352-1 松山市南梅本町乙115	☎089 (941) 8381~8383 ☎089 (975) 0911 (内) 370
高 知	高知地方協力本部 援護課 高知地域援護センター 援護センター分室(高知駐屯地)	〒780-0061 〒781-5454	高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎8階 香南市香我美町上分3390	☎088 (822) 6128・6129 ☎0887 (55) 3171・3172 (内) 536

*九州・沖縄地域

名 称 等		所 在 地		電 話 番 号
(一財) 自衛隊援護協会福岡支部 退職自衛官福岡無料職業紹介所		〒812-0027 福岡市博多区下川端町1-3 明治通りビジネスセンタービル 別館8階 ☎092(271)2462 FAX 092(281)5290 e-mail:fukuoka@engokyokai.jp		
福 岡	福岡地方協力本部 援護課 〃 福岡援護センター 〃 北九州援護センター 〃 筑 豊援護センター 〃 筑 後援護センター 航空 西部航空方面隊司令部 援護業務課 〃 芦屋基地援護室 〃 築城基地援護室	〒812-0878 〒816-8666 〒802-8567 〒820-0064 〒839-8504 〒816-0804 〒807-0133 〒829-0151	福岡市博多区竹丘町1-12 春日市大和町5-12 北九州市小倉南区北方5-1-1 飯塚市大字津島282 久留米市国分町100 春日市原町3-1-1 遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 築上郡築上町西八田番地不詳	☎092 (584) 1881~3 ☎092 (591) 5577 ☎093 (963) 7709 ☎0948 (22) 7711 ☎0942 (43) 5702 ☎092 (581) 4031 (内) 2334 ☎093 (223) 0981 (内) 279 ☎0930 (56) 1150 (内) 521
佐 賀	佐賀地方協力本部 援護課 〃 佐賀地域援護センター 〃 目達原援護センター	〒840-0047 〒840-0801 〒842-0032	佐賀市与賀町2-18 佐賀市駅前中央1-13-40 神埼郡吉野ヶ里町立野7-1	☎0952 (24) 2291~3 ☎0952 (33) 3721 ☎0952 (52) 2161 (内) 2109
長 崎	長崎地方協力本部 援護課 〃 大村援護センター 〃 長崎援護センター 〃 佐世保援護センター 陸上 対馬警備隊 対馬援護室 海上 佐世保地方総監部 援護業務課 〃 大村航空基地隊 就職援護室	〒850-0862 〒856-0821 〒850-0862 〒858-8555 〒817-0005 〒857-8567 〒856-8585	長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎 大村市西乾馬場町416 長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎 佐世保市大湯町678 対馬市厳原町枝原38 佐世保市平瀬町18番地 大村市今津町10	☎095 (826) 8844~6 ☎0957 (52) 2124 ☎095 (826) 8844~6 ☎0956 (47) 2166 (内) 2366・2367 ☎0920 (52) 0791 (内) 290 ☎0956 (23) 9039 ☎0957 (52) 3131 (内) 615・616
大 分	大分地方協力本部援護課 〃 大分地域援護センター 〃 玖珠援護センター 〃 湯布院 援護室	〒870-0016 〒874-0849 〒879-4498 〒879-5102	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎5階 別府市大字鶴見4548-143 玖珠郡玖珠町大字帆足2494 由布市湯布院町川上941	☎097 (536) 6271・6272 ☎0977 (22) 1140 ☎0973 (72) 1116 (内) 571 ☎0977 (84) 2111 (内) 341
熊 本	熊本地方協力本部援護課 〃 熊本地域援護センター	〒860-0047 〒860-0047	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟3階 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟3階	☎096 (297) 2052 ☎096 (319) 5150
宮 崎	宮崎地方協力本部援護課 〃 地域援護センター 〃 えびの援護センター 〃 都城援護センター 航空 新田原基地援護室	〒880-0901 〒880-0901 〒889-4314 〒885-0086 〒889-1492	宮崎市東大淀2-1-39 宮崎市東大淀2-1-39 えびの市大字大河平4455-1 都城市久保原町1街区12 児湯郡新富町大字新田19581	☎0985 (53) 2643~5 ☎0985 (53) 2643~5 ☎0984 (33) 3904 ☎0986 (26) 0331 ☎0983 (35) 1121 (内) 5400
鹿 児 島	鹿児島地方協力本部援護課 (地域援護センター) 〃 鹿児島援護センター 〃 国 分援護センター 〃 川 内援護センター 海上 鹿屋航空基地隊 就職援護室	〒890-0068 〒890-0045 〒899-4392 〒895-0053 〒893-8510	鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎 鹿児島市武1-10-15 田中ビル2階 霧島市国分福島2-4-14 薩摩川内市冷水町539-2 鹿屋市西原3-11-2	☎099 (253) 8920 ☎099 (253) 7834 ☎0995 (46) 9216 (内) 353 ☎0996 (20) 3900 (内) 402 ☎0994 (43) 7385
沖 縄	沖縄地方協力本部援護課 〃 沖縄地域援護センター 海上 那覇航空基地隊 就職援護室 航空 南西航空方面隊司令部 援護業務課	〒900-0016 〒900-0016 〒901-0193 〒901-0194	那覇市前島3-24-1 那覇市前島3-24-3-1 那覇市字当間252 那覇市字当間301	☎098 (866) 5457 ☎098 (866) 5457 ☎098 (857) 1191 (内) 5410 ☎098 (857) 1191 (内) 2321

(参考) 1 都 4 県(東京, 神奈川, 千葉, 埼玉, 愛知)の任期制自衛官については、防衛省から委託を受けた下記業者が職業紹介事業を行っています。

マンパワーグループ株式会社 ライトマネージメント事業本部 自衛隊就職支援室
〒101-0065 東京都千代田区西神田3-2-1 千代田ファーストビル南館 8 F ☎050-3163-5127

11. 人材の確保は求人票の確かな

求人票記入例

記入例を参考にご記入の上、最寄りの退職自衛官無料職業紹介所（協会支部）又は、部隊等の援護センター（室）へ、お申込み下さい。

「定」「任」のどちらかに○印を付けてください。

求人票

従事する仕事の具体的な内容を表す職種名を記入して下さい。同一人が、いろいろ仕事を兼ねる場合は主たるものを記入して下さい。

事業所名	いちがや 市谷	代表者名	社長	所在地	〒160-0003 新宿区本郷町2-1-1	採用事務担当者	課長 氏名 村下 一郎	職種	総務課長補佐	雇用形態	正社員	役職名	課長補佐	止むを得ない理由による年齢制限	理由の内容	就業の場所	新宿区本郷町2-1-1 (中央)線(四谷)駅・バス停から徒歩	仕事の内容	人事管理(採用事務を含む)、文書管理、福利厚生、諸官庁等申請等、総務、人事業務全般	必要な経験(年数)・技能・知識・免許資格	総務関係経験者	学歴	中学以上	生產品目	合成樹脂製品製造	創業	明・大平 48年	従業員数	200人 (うち女子7人)	資本金	2億 2,000万円	労働組合	有	年商額	12億円	支社	大阪	工場	名古屋、福岡
------	---------	------	----	-----	-----------------------	---------	-------------	----	--------	------	-----	-----	------	-----------------	-------	-------	--------------------------------	-------	---	----------------------	---------	----	------	------	----------	----	----------	------	---------------	-----	------------	------	---	-----	------	----	----	----	--------

- 雇用形態
1. 正社員
 2. 正社員以外 (契約社員、嘱託社員等)
 3. 派遣労働者
 4. その他

どのような理由であればやむを得ない合理的な理由であると認められるかは限定されています。不明でしたら自衛隊援護協会退職自衛官無料紹介所又はハローワークに問い合わせてください。

工場・支店・営業所等あれば記入してください。

記入から

賃金形態

- ・ 月給制: 月額が決められ、欠勤しても賃金を控除しない。
- ・ 日給制: 日額を決めて、勤務日数に応じて支給
- ・ 日給月給: 月額が決められ、欠勤した場合は日割り計算で賃金を控除
- ・ 時間給: 時間額を決めて、勤務時間数に応じて支給
- ・ その他: 年俸制、週給制等

年間休日日数も記入して下さい。

毎月の賃金(税込み)

1. 基本給(a) 最低額と最高額をそれぞれ記入します。
2. 定額的に支払われる手当(b)
3. 個人の状態に応じて支払われる賃金例: 皆勤手当・精勤手当・宿直手当等

固定残業代を採用する場合、名称及び労働時間数(固定残業時間数)と金額を記入してください。

固定残業代を採用する場合、固定残業時間数を超える時間外労働分は追加で支給する旨を記入して下さい。

「年俸」として、1年分の給与額を定めている場合、その額を記入してください。

自衛隊退職時の階級について、特に希望がある場合、その範囲を記入してください。

その他として、昇進制度、将来性、福利厚生関係等を記入して下さい。

添付の確認事項を参照して記入してください。

賃金形態	月給制	日給制	日給月給制	時間給	その他
賃金支払	毎月 25 日	その他	賃金支払	毎月 日	その他
毎月の賃金(税込み)	a 基本給 月給 (54) 円 ~ (56) 円 定額的に支払われる賃金 管理職手当 40,000円 住宅手当 20,000円 a+b 410,000円 ~ c 付記事項: 固定残業代を採用する場合、時間を超える時間外労働分は追加で支給				
個人の状態に応じ支払われる賃金	皆勤手当 円	家族手当 円	配偶者 20,000 円	子供 5,000 円	
加入保険	雇用	健康	厚生	退職金共済	財形
退職金制度	有 (最長 年勤続)	無	通学可	否	
定年制	有 (60)	無	再雇用又は勤務延長	有 (65 歳)	無
住宅	有 (入居可)	不可	世帯者用	有 (入居可)	不可
単身者用	一人あたり 6 畳		費用毎月 15,000 円		
確認事項	・退職自衛官の採用に関する確認事項 (確認した場合はし点を付けて下さい) ・採用希望期限 年 月 日 指定のない場合の有効期間は3か月間です。 ・採用を希望する者の自衛隊時の階級 伍官~尉官 ・試用期間 特約保養施設(頭根・那須)有 ・その他				

予備自衛官等希望者の採用 (採用をご検討いただける場合はし点を付けて下さい。両者にし点を付けていただくことも可能です。)

□即応予備自衛官 □予備自衛官

1. The first part of the report discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that proper record-keeping is essential for the integrity of the financial system and for the ability to detect and prevent fraud. The report also notes that accurate records are necessary for the preparation of financial statements and for the calculation of taxes.

2. The second part of the report discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that proper record-keeping is essential for the integrity of the financial system and for the ability to detect and prevent fraud. The report also notes that accurate records are necessary for the preparation of financial statements and for the calculation of taxes.

3. The third part of the report discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that proper record-keeping is essential for the integrity of the financial system and for the ability to detect and prevent fraud. The report also notes that accurate records are necessary for the preparation of financial statements and for the calculation of taxes.

4. The fourth part of the report discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that proper record-keeping is essential for the integrity of the financial system and for the ability to detect and prevent fraud. The report also notes that accurate records are necessary for the preparation of financial statements and for the calculation of taxes.

5. The fifth part of the report discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that proper record-keeping is essential for the integrity of the financial system and for the ability to detect and prevent fraud. The report also notes that accurate records are necessary for the preparation of financial statements and for the calculation of taxes.